

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		部課等名 福祉部 地域福祉課	番号 9
許認可等の内容		社会福祉充実計画の変更の承認について	
根拠法令及び条項		社会福祉法第55条の3第1項	
審査基準	関係条項	社会福祉法第55条の2並びに社会福祉法施行規則第6条の18、第6条の19、第6条の20及び第6条の22	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>社会福祉充実計画の変更の承認については、以下の基準による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29年雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知） ・「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について（平成29年社援基発0124第1号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知） 	
	参考事項		
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）	
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日（休日含まない。）	
	設定等年月日	平成29年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）	